

入札公告

令和2年12月14日

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

令和3年度小倉競馬場遊具取扱業務

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和3～5年度日本中央競馬会「物品等の調達に係る競争参加資格及び等級格付け審査基準」において、
「契約の種類」が 「役務等契約」
「業種の区分」が 「建物管理等各種保守管理」「その他」
「等級」が いずれかの等級
に格付けされていること。
- (2) 経営状態並びに信用状態が良好であり、本会業務を円滑に遂行し得ること。
- (3) 本公告の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
- (4) 実施における関係業者の選定については、福岡県暴力団排除条例に基づき適切におこなうこと。
- (5) その他の条件については入札説明書に記載する。(参加資格等に関する問合せ先は、下記3.(1)まで)

3. 契約担当者及び入札参加申込

- (1) 契約担当者 小倉競馬場 総務課 湯田 TEL093-962-3236 (代表)
- (2) 仕様担当者 小倉競馬場 お客様課 三浦 TEL093-962-3236 (代表)
- (3) 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、下記4に記載の仕様説明会に参加のうえ、入札参加申し込みを行うこと。

(入札参加申込は、仕様説明会当日に説明会会場で受け付ける)。

なお、申込みのない者及び仕様説明会不参加者の入札参加は認めない。

(受付時間 水曜から金曜の9時～12時及び13時～17時(但し、祝日・休務日・競馬開催日を除く))

4. 仕様説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年12月24日 (木) 14時00分
- (2) 場所 日本中央競馬会 小倉競馬場 事務所 中会議室 (北九州市小倉南区北方4-5-1)

※その際に入札説明書(含む仕様書)を配付する。

5. 事前提出書類の提出日時及び場所

- (1) 提出期限 令和3年1月14日 (木) 16時00分 まで(郵送による提出は不可。)
- (2) 提出場所 日本中央競馬会 小倉競馬場 総務課
- (3) その他 詳細については上記4.の仕様説明会にて説明する。

6. 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年1月28日 (木) 14時00分
- (2) 場所 日本中央競馬会 小倉競馬場 事務所 中会議室 (北九州市小倉南区北方4-5-1)

7. 落札者の決定方法

本会が作成した予定価格の範囲内でありかつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

9. 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。

10. 契約書作成の要否

契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。

11. その他

本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

掲載責任者 小倉競馬場副場長 中本 光亮

競争入札参加資格要件

令和3年度小倉競馬場遊具取扱業務

1. 競争入札参加資格要件

(1) 一般事項

- ① 令和3～5年度日本中央競馬会の物品等の製造等に係る競争参加資格審査において、「契約の種類」が「役務等契約」の「建物管理等各種保守管理」または「その他」であり、かついずれかの等級に格付けされていること。
- ② 本公告の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
- ③ 参加資格審査申請書類提出日に公営競技主催者若しくは官庁、地方公共団体等の各事業所における全ての業務において、業務履行上の瑕疵等で競争入札参加停止措置を受けていない事業者であること。
- ④ 日本中央競馬会との契約において過去3年間、次の(ア)～(カ)に該当していないこと。
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に不適格な者を従事させる、又は契約ポスト数、時間に関して不正な行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
 - (カ) 業者の責めに帰する理由により契約の解除、又は落札後の契約締結を辞退したことがある者
- ⑤ 反社会的な勢力(団体)またはこれと関係のある企業、若しくは過去において不正等の社会的な信用を損なう行為をした企業
- ⑥ 当該競争入札案件に参加を希望する事業者において、代表者若しくは役員が下記の事項のいずれかにも該当しない事業者であること。
 - (ア) 精神の機能の障害により本会の物品等の調達契約を適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者及び破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (ウ) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
 - (エ) 競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第10条第1項第4号の規定により日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合又は広域連合であって、都道府県と指定市町村とが組織するもの及び指定市町村が組織するものを含む。)が行なう競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
 - (オ) 競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第10条第1項第5号の規定により、日本中央競馬会から入場を拒否され、又は場外への退去を命ぜられたことがある者
 - (カ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行なうおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
 - (キ) 前各号に定める者のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者に該当していないこと。
- ⑧ 本業務に係わって業務上知り得た事項について、一切他に漏洩しないことを誠実に遵守できる事業者であること。
- ⑨ 日本中央競馬会に提出した書類のうち、重要な事項について虚偽の記載が無いこと、及び重要な記載が欠けていないこと。
- ⑩ 指定の期日までに必ず入札参加申込を済ませ、本業務の入札説明会に参加していること。

(2) 専門事項

- ① 日本中央競馬会小倉競馬場と同一地域に事業所を有する事業者又は、準備期間終了日までに同一地域に事業所を有することが可能な事業者であり緊急対応が可能なこと。
- ② 業務を実施するにあたり、責任者を固定し、かつ常駐配置できる事業者であること。
- ③ 前項の常駐責任者は、緊急トラブル対応及び本会への迅速かつ確実な連絡がとれ、かつ対応可能な体制をしき、統率できる者であること。
日本中央競馬会の競馬場・場外発売施設、又は公営競技施設、娯楽施設、鉄道会社等において、原則として過去5年のうち12ヶ月以上継続して、案内業務・館内警備業務・入場券に類するものの改集札業務のいずれかを履行した実績を有する事業者であり、契約実績を提出できること。
- ④ 前項の契約において、受託者の責めに帰す事由による契約の解除及び落札決定後の契約締結辞退が、それぞれ過去3年間無い事業者であること。
- ⑤ 別紙業務要求水準書及び同付属書による業務が確実に履行できること。
- ⑥ 基本的に契約配置ポスト数の25%以上の交代要員の派遣ができること。(緊急時及び本会が特に認めた場合を除く)
新規で業務を請負う場合は、落札者は勤務予定者全員に対して、最低8時間は本業務の開始前に、本会の施設において研修を行わなければならない。ただし、過去12ヶ月以内に本会の施設において案内等業務・警備業務に従事した場合は、本会施設での研修を免除する。
- ⑦ 勤務する案内係について、本会が業務に不相当と判断した場合は、速やかに案内係の交代ができること
- ⑧ 天候不順(台風・降雪)その他事由による開催中止に伴う業務中止及び代替開催日等の突発事態に対応できること。
- ⑨ 本業務に起因する苦情等について、当該業務実施日以外においても対応することができること。
- ⑩ 本業務に関する本会からの指示等について、当該業務実施日以外の日においても対応することができること。
- ⑪ 損害賠償責任保険に加入し、業務上生じた自らの責任に起因する損害に対し十分な補償能力を有していること。
- ⑫ 経営状態及び信用状態が良好である事業者で、次に示す税等を直近1年間滞納していないこと。
 - (ア) 国税：法人税、消費税
 - (イ) 都道府県税：法人事業税、法人都道府県民税
 - (ウ) 市区町村税：法人市区町村民税、固定資産税
- ⑬ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する労働者災害保険に加入している事業者であること。
業務に係わる者の雇用に関し、地域別最低賃金を下回らない賃金で案内係の安定的な雇用をしており、本業務においてもこれが可能な事業者であること。また被雇用者に関わる賃金の不払い・遅延がないこと等、労働基準法等雇用に関する法律に違反していない事業者であること。
- ⑭ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反して、外国人を就労させ、処罰を受けたことのない者及びそのおそれがない者であること。
- ⑮ その他、業務を実施する際に日本国内において有効な、すべての法令を遵守できる事業者であること。